

建設コンサルタント等業務希望調査の作成要領

建設コンサルタント等業務希望調査資料（以下「調査資料」という。）については、当本部における事業見込みを基に、「令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務競争参加資格」の認定を受けた者から、建設コンサルタント等業務希望を調査するもので、以下の点に留意し、作成してください。

なお、地理的条件及び技術的適性等については、それぞれ提出を希望するが調査対象業務区分表により定める条件をよく確認した上で資料を作成してください。

1 調査資料の提出について

(1) 調査資料の受付は、事務所ごとに行います。また、調査資料は業務区分ごととしていきますので、複数の事務所又は複数の業務区分に希望する場合は、それぞれの事務所・業務区分ごとに作成し、提出してください。

(2) 調査資料は、業務区分等により異なりますので、「提出書類一覧」により確認の上、提出してください（チェック欄を使用し、書類に不足がないようご注意ください。）。

また、複数の事務所に調査資料を提出する場合など、同一の調査票が複数必要なときは、コピー機で複写するか、パソコン等で同様式を作成して対応してください。

(3) 提出書類は、原則A4判とします。ただし判別が困難な場合には、A3判（A4判にZ折綴込み）として下さい。A3判でも必要事項の判別が困難な場合には、全体図のほかに判別が困難な部分を拡大コピーした資料等を添付してください。

(4) 調査資料の受付は、郵送のみとしております。受付期間内に、簡易書留やレターパック等、追跡可能な方法による郵送にて以下の送付場所まで郵送してください。持ち込み及び配送業者による提出は受けません。

〔送付場所〕

住所：〒810-8610 福岡県福岡市中央区長浜2-2-4

宛先：9による

(5) 資料提出後、提出書類の内容に変更（例：連絡先の変更、会社名の変更、会社の統廃合等）が生じた場合は、提出先の窓口に連絡してください。

2 本店、支店及び営業所等所在地について

(1) 希望する業務区分に対応する地理的条件に定める条件を満たす本店（または本社）、支店及び営業所等（以下「本店等」という。）が複数ある場合は、当該本店等のうち、いずれか1つを記入してください。

(2) (1)以外で、地理的条件（技術的適性）に定める条件を満たす実績がある場合は、提出を希望する本部等の最寄りの本店等を記入してください。

(3) 地理的条件で「特に要件なし」により希望する場合は、提出を希望する本部等の最寄りの本店等を記入してください。

なお、(1)～(3)いずれの場合も、単なる作業場、資材置場等は記入できま

せん。

※ 当該業務区分において業務委託契約を締結する本店等については、上記（１）から（３）に関わらず、建築士法等関係法令に定める届出等、適切な措置を講じていること。

3 事務所登録

事務所登録（一級建築士事務所、国のコンサルタント登録等）が資格要件である場合は、登録名を記入してください。なお、「保全・改修機械設備設計」、「保全・改修電気設備設計」、「機械設備設計」、「電気設備設計」に申し込む場合で、一級建築士事務所登録がある場合は記入してください。

4 技術者の配置状況等について

各区分表に定めた必要な資格要件を満たす者の総数として、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書「21 有資格者数」において申請した人数を記入してください。

なお、「保全・改修機械設備設計」、「保全・改修電気設備設計」、「機械設備設計」、「電気設備設計」に申し込む場合は、設備設計一級建築士の配置状況（無い場合は、資格名を記載の上、総数を0名と記載）を記入してください。

資格年数、技術者の配置及び実務経験が補足事項（入札時の参加要件）である場合は、「補足事項」欄に記入してください。

5 過去5年間、過去10年間又は15年間における実績について

（１）提出を希望する業務区分における技術的適性に定める要件を満たす実績を対象として記入してください。

（２）実績は、調査資料の提出日の属する年度の前年度末までに完了している建設コンサルタント等業務が対象となりますが、個別業務の規模等により相応の実績の有無を確認して指名の基礎資料とするため、（１）の区分で複数の実績がある場合は、最も金額の高いものを記入してください（共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限ります。）。

（３） - 1 実績に記入した建設コンサルタント等業務については、元請としての実績であることが証明できる書類（例：業務請負契約書の表紙（鑑）等）の写しを添付してください。

なお、当機構住まいセンターの管理業務受託者から受注した建設コンサルタント等業務は、当機構からの受注業務とみなします。

（３） - 2 再委託としての実績を記入する場合は、再委託元との契約書等（例：注文（請）書等）の写し及び受注業務の元となる業務の業務範囲、内容が証明できる書類等の写しを添付してください。

（４）過去5年間（10年間、15年間）とは、調査資料の提出日の属する年度の前年度から過去5年度分（10年度分、15年度分）とします。

<過去5年間の場合>

① 定期受付（2年ごと）

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

② 追加受付（随時）

令和7年度中の受付：令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

<過去10年間の場合>

① 定期受付（2年ごと）

平成27年4月1日から令和7年3月31日まで

② 追加受付（随時）

令和7年度中の受付：平成27年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付：平成28年4月1日から令和8年3月31日まで

<過去15年間の場合>

① 定期受付（2年ごと）

平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

② 追加受付（随時）

令和7年度中の受付：平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付：平成23年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) その他、技術的適性欄に記載されている内容について、証明できる資料を添付してください。

(6) 添付資料等に関して、原本の提示や資料の追加を求めることがあります。

6 電子入札対応可否の確認

当機構で一般競争入札等において導入している、電子入札システムへの対応状況について回答してください。当機構の電子入札は、国土交通省等で使用されている「電子入札コアシステム」を使用しており、コアシステム対応認証局が発行するICカードの購入が必要です。対応認証局は下記URLでご確認ください。

- ・コアシステム対応民間認証局一覧<https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001az1-att/lrmhph00000004i3.pdf>
- ・対応認証局のICカードを既に保有している場合は「1 対応可」を、ICカードを保有していない場合は「2 対応不可」を選択してください。

7 入札担当者等のアドレスについて

入札時に連絡が取れる電子入札担当者及び電送により仕様書交付等を行う場合に宛先とする入札担当者のメールアドレスを記入してください（同一担当者でも可）。

上記6にて「2対応不可」を選択した場合でも記入をお願いします。

8 その他

(1) 本調査は、次回の定期受付による建設コンサルタント等業務希望調査の実施までの建設コンサルタント等業務請負（委託）契約に係る競争参加者の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。また、実際の発注にあたっては、入札時に参加要件を別に定める場合があります。

(2) 今回調査の追加受付については、令和7年7月から随時行う予定としています。詳細については、改めて掲示等でお知らせします。

- (3) 調査資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (4) 調査対象業務区分によっては、建設コンサルタント等業務の発注が無い場合があります。
- (5) 会社更生法又は民事再生法の手続を申し立てている者も調査資料を提出できますが、競争参加資格に係る再審査で認定されるまでは、基礎資料としません。
- (6) 営業停止中又は指名停止中の者も調査資料を提出できますが、当該停止期間中は基礎資料としません。
- (7) 選定された業者のうち、機構が定めるところにより評価を行った業務成績（以下「業務成績」という。）において60点未満※の業務成績の通知を受けた者については、当該業務成績の通知日から起算して1年を経過する日までの間、基礎資料としません。
- ※ 通知される業務成績評定通知表に記載の業務評定点①総合点を指します。
- (8) 提出された調査資料に虚偽の記載がある場合は、当該資料を無効とし、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。
- なお、虚偽の記載により調査資料を提出し、受注した建設コンサルタント等業務がある場合には、当該建設コンサルタント等業務は実績として認めません。
- (9) 提出された調査資料は返却しません。ただし、受付後、調査非対象者と判明した場合は、その旨を通知し、資料を返却します。
- (10) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）の施行により、当機構が取得した文書（例：建設コンサルタント等業務希望調査提出資料など）は、開示請求者（例：会社、個人など「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書となります。
- (11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

9 本内容に関する問い合わせ先

業種区分（建築設計）

独立行政法人都市再生機構 九州支社 住宅経営部 ストック技術課

092-722-1255

業種区分（土木・造園設計、測量、補償、調査）

独立行政法人都市再生機構 九州支社 住宅経営部 環境整備課

092-722-1175

業種区分（設備設計）

独立行政法人都市再生機構 九州支社 住宅経営部 設備技術課

092-722-1329

業種区分（建築監理・土木監理）

独立行政法人都市再生機構 九州支社 住宅経営部 工務・検査課

092-722-1170

その他一般事項

独立行政法人都市再生機構 九州支社 総務部 経理課

092-722-1017

10 提出書類一覧

番号	提出書類	チェック欄
1	建設コンサルタント等業務種別希望調査票	<input type="checkbox"/>
2	令和7・8年度有資格者名簿の写し	<input type="checkbox"/>
3	業種区分における技術的適性に記載されている資格者証の写し	<input type="checkbox"/>
4	本店等の所在（地理的条件）が確認できる書類（任意）	<input type="checkbox"/>
5	事務所登録状況が確認できる書類（届出等） ※技術的適性（補足事項含む）で必要な業務区分に限る	<input type="checkbox"/>
6	技術者の配置状況、実務経験が確認できる書類（資格者証、経歴書等 任意） ※技術的適性（補足事項含む）で必要な業務区分に限る	<input type="checkbox"/>
7	元請としての実績であること、業務が完了していることが証明できる書類（例：テクリスの完了登録、業務請負契約書（変更を含む）の表紙（鑑）等）の写し	<input type="checkbox"/>
8	再委託としての実績を記入する場合は、再委託元との契約書等（例：注文（請）書等）の写し及び受注業務の元となる業務の業務範囲、内容が証明できる書類等の写し	<input type="checkbox"/>
9	実績が共同企業体としての実績である場合は、出資比率が20%以上であることが確認できる協定書等証明書の写し	<input type="checkbox"/>

◆複数の業務区分について調査資料を提出する場合は、業務区分ごとに調査資料（調査票及び添付資料）をクリップ止めしてください。

以 上